



URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>
E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

菅義偉新内閣に期待できるか？ 否である！

安倍元首相と二人三脚で7年8か月やってきた菅義偉官房長官が自民党の総裁になり、9月16日に発足した菅新内閣は、さっそく沖縄の辺野古新基地建設について安倍元政権の方針を引き継いで推進していくことを明言しました。当然といえば当然の方針ですが、民意を無視し続けてきた最たるものですが、安倍政権下で官房長官として、沖縄の民意など「問答無用」としてきた張本人です。さらに引き続きアメリカからの戦闘機をはじめとして武器・兵器の爆買い、基地を維持して「米軍思いやり予算」を増やしていくことになるでしょう。軍事費増、自衛隊の海外派兵も継承する内閣です。

この菅新内閣は、新聞の世論調査によると70%も支持があります。7年8カ月も続いた安倍政権に国民は飽きて、携帯料金を下げる、縦割りをなくすという新内閣に無党派層の期待があるのかなと思ってしまいます。まだ何もしていない新内閣、森友・加計・桜を見る会問題、検察庁黒川問題、河井選挙資金提供問題など、マスコミ報道を見る限り、すべて解決済みとしてしまうつもりです。桜を見る会は、自分がやっている期間はやめるとは言っていますが。

「継承と安定」という菅内閣に、期待ができるかと言えば、労働運動を続けてきた私から見て否です。期待もできません。

経済の基本政策も、「アベノミクスで始まり、安倍のマスクで終わった」自民党の政策が変わるとはとても思えません。

菅首相は、自助、共助、公助と言っています。「自助」というのは自己責任でやれということです。新自由主義の考え方です。規制緩和を進めるとも言っています。新自由主義とは、規制をなくし自由かつ競争の貫徹ということです。自由主義とは、競争で勝負を決めるということです。よって規制のあるものを無くしていくということを政策立案の柱にしています。

労働者は一人では弱いから、労働組合をつくって団結して資本や経営者と闘う権利

を獲得してきました。その意味では、労働基準法などは働く上での最低基準として法律としてできたものです。こうした法律は、資本や経営者のやりたい放題の自由を規制する保護法なんです。労働法制を規制緩和するのが「働き方改革」で、労働時間規制を緩和（残業ゼロ法案など）することとして、コロナ対策でのテレワークの自宅勤務をも利用しようとしていると思います。

コロナウイルス感染症対策として、労働者の解雇や休職、自営業者の閉鎖、中小零細企業者への休業・整理・倒産への補償は不十分です。こうした補償費用の拡大、労働者や人々の購買力を増やす政策は、経済の活性化にもつながります。そのための最低賃金や非正規労働者の賃金のアップが、そして同一労働同一賃金の確立が必要です。税制も見直しすべきです。規制緩和をしてきた累進課税を強化し金持ちに収めさせ、株式配当などの不労所得には大幅な課税をすべきだと思います。

こうした政策を菅内閣が実行するとはとても思えません。「自助、共助、公助」と言っている最初の「自助」は自己責任でやれということで、介護でいえば、まず自分でやれといい、「共助」は子供など親類縁者、隣近所、仲間内でやれということで、最後に「公助」ということです。介護問題、病気や教育の問題、人々が生活などに困っていることに応える政治をするという考え方はありません。

菅内閣は、コロナウイルス感染症対策と、経済再建をやると言っています。まだ何もしていませんが、期待も大きいとマスコミでは報道されています。

菅首相による臨時国会で衆議院解散・総選挙の期待も話題になっています。巷には10月25日、年内という話も出ています。衆議院は4年任期で1年でも2年目でも解散ができます。解散総選挙については、菅さんに期待し信任投票として、無党派の浮動票が集められるとし、解散総選挙で圧勝すれば次期自民党総裁選も有利となるとしています。

このコロナパンデミック期に、対立候補が宣伝しにくいこと、自民党が浮動票を確保でき圧勝できると考えているようです。安倍継承、「自助」の菅総理に期待はできませんし、痛打を与えましょう。

（書記長 仲村 実）



第25回定期大会の案内

大会日時 11月29日（日）13時開場、13時30分開会

会 場 エルおおさか南館 101

内 容

- 2020年度活動報告、会計決算報告
- 2021年度活動方針案、会計予算案
- ストライキ権確立提案
- 2021年度役員、執行委員選出

※組合員の方は、予定に入れておいてください。マスクを持参ください。

コロナを理由で、職種変更、減給辞令がでる！ あすなろこども園、病児・病後児保育室の受け入れ中止から休止へ

4月11日以降、病児・病後児保育室の受け入れが中止となった。理由はコロナウイルス感染症対策ということである。Aさんは、あすなろこども園の病児・病後児保育室開設時に採用され、勤続3年5か月となっています。採用条件は、看護師資格を持ち、業務は教育保育（乳児・病児病後児）として採用されています。



7月20日、副園長は、「（役所から）病児保育事業を再開してほしいと言われているが、再開しない方向でこのまま閉鎖する方向で考えている。病児の助成金が9月でなくなるので、今までどおりの給料が支払えない。契約を更新して給与を下げたいと考えている。看護師ならどこでも仕事があるでしょう」と、Aさんに暗に退職勧奨をしてきたのです。

8月26日、園長、副園長は、「こども園・役所・嘱託医と話し合い、病児保育室は10月から休止という形をとることが決定。役所から再開してほしいと言われ、令和3年3月末までの期限付きの休止措置。それに伴い、給与と雇用契約を見直したい。保育補助者として今の勤務形態のまま給与を下げる形で働いてほしい。助成金ももう無くなる。利用者もいないので収益もない。よって今までの給与を払うのは難しい。保育士の資格がないので、指導案も書けないでしょう。保育補助しか出来ないでしょう。ほんたよりも今後作らなくて良いです。変更となる契約書を後日渡します。うち（園）は、社労士と弁護士に相談します」と、Aさんに言って同意を求めました。

8月28日、園長から、社会福祉法人愛育会理事長名で、6万3千円の給与減額の書面を渡される。この書面には「令和2年4月11日より休園中のあすなろ病児・病後児保育室ですが、大東市との協議の結果、令和2年10月1日に事業休止となることが決まりました。事業休止後の給与は、保育補助として下記の通りとなります。よろしくお願いします。」と記載されていました。

この園の退職勧奨含みの動きに対しAさんは、「賃金引き下げへの同意を拒否する通知」を、園長に提出しました。すぐに組合に相談に来て、直ちに加入し団体交渉を申し入れました。9月7日に初の団体交渉を行いましたが、会社は「こうなったのはコロナが理由である。園の一方的な都合ではない。賃金を下げるのはやむを得ない」との主張で、大東市から再開をと言わされているが「コロナが落ち着いた後も閉鎖、廃業を考えている」と繰り返し述べるだけである。

組合の主張は、再開希望で「それまでも看護師として業務は教育保育として続ける。保育補助は、これまでも空き時間はやっており同様に行う」としました。また減給については、比較する職種が違うことから、園の提起する「職種変更と減給」は受け入れられないとしました。団体交渉は、双方の主要が平行線となっています。

園は10月から助成金（補助金）が無くなることから、Aさんの減給を強行実施していくことが予想されます。注目ください！

（報告 書記長仲村）

アドバンスcopeによるパワハラ事件、会社は解決の決断せず！

処分者の公表と B 組合員の名誉回復公表文書で煮詰まらず

コロナ感染症を理由とした団体交渉拒否に始まった、B組合員の部下からの「濡れ衣パワハラ事件」、一方的「業務改善通知書」の撤回を目指した闘いの報告です。労働委員会の不誠実団交調査と2回の団体交渉を行ってきましたが、煮詰まりませんでした。組合は、処分者の社内公表と、以下の名誉回復の公表文書の組合案で詰めようとしたが、会社は拒否をしてきました。

会社作成文書（2020年9月11日、組合に提示）

営業部CS課マネージャー Bさんの名誉回復に関する報告



本件につきましては、会社の対応の不手際及び新型コロナウイルス感染症の影響により、一連の対応に時間を要し、営業部CS課が組織の上で長期間不安定な状態であったことで、Bマネージャーに対する一部社員に誤った認識や不確かな噂を招いたことから、今回の事案を公表するものであります。

昨年夏頃より、CS課社員から上司であるBマネージャーの言動に関する相談が総務部にあり、総務部としては今年1月に業務改善通知書を以て是正を求めました。

その後、当該案件に関して、再度、CS課員から相談があったため、CS課内の信頼関係は崩壊しているものと判断され、Bマネージャーの管理職権限を一時的に解いて、その実態の調査を実施しました。

弁護士によるヒアリング等の調査の結果、CS課はお互いのコミュニケーションの不足、部下に対する伊藤マネージャーの誤解を招く言動は認められたものの、パワーハラスメント等のコンプライアンス及び社則に抵触する行為は確認されず、この結果を受けてBマネージャーの管理職権限は従前に回復しました。

これら一連の調査機関に於いて、Bマネージャーより、上司を含む関係者から退職勧奨等のハラスメントを受けたとの申告があり、本件も引き続き弁護士並びに社労士と連携し、当該者へのヒアリングを踏まえ調査を実施いたしましたが、結果として、部下への配慮に欠ける行為、信頼関係を損ねる言動及び組織系統を適切に機能させるべき配慮を怠った事が認められましたため、過日、当該者に処分を科しました。

また、当該調査に際しては、Bマネージャーに対して十分な弁解、反論の機会を与えたことや配慮を欠く行為があったと認め、当該関係者に対して口頭注意を行い、本件の管理者に対しても管理監督責任に於いて口頭注意を行いました。

以上をもって、本件に関する一連の事象を公表いたします。10月からの新組織のもと、関係者一同 業務に邁進いただきたくお願い申し上げます。

株式会社アドバンスcope
代表取締役社長 福田 聰

営業部CS課 Bマネージャーの名誉回復に関する報告（案）

本件につきまして、会社の対応の不手際および新型コロナウイルス感染症の影響により、問題解決に時間を要し、営業部CS課が組織の上で長期間不安定な状態が続きました。この件について、Bマネージャーに対する社員に誤った憶測や認識、人格否定や精神的苦痛を招いた事を深く反省しています。Bマネージャーには、大変ご迷惑をかけ誠に申しわけありませんでした。

簡単に経緯を記します。

昨年夏頃より、CS課K社員より和所総務部長に、上司であるBマネージャーに関して相談がありました。Bマネージャーには事実確認をしないまま、一方的に、今年1月「業務改善通知書」を以て是正を求めました。「業務改善通知書」は、資料として添付します。

その後、この案件とは、別にCS課T社員より異動願いが出されました。

T社員は、Bマネージャーを訴えているのは、K社員であるとBマネージャーへ伝えていました。その内容は「入社歴の浅いK社員の事で会社が動くのはおかしい。」「Bマネージャーにずっとついていきたい」との言動を繰り返していたのです。会社へは、これとは全く異なる言動を行いました。

木立総務部マネージャーは、CS課E社員にヒアリングを行いましたが、Bマネージャーに事実確認すら行うことなく、Bマネージャーの職務権限を停止しました。

こうした一連の流れの中で、Bマネージャーより、一方的な調査でなく客観的な調査要望があり実施いたしました。

会社からの依頼した弁護士によるヒアリング等の調査の結果、パワーハラスメント等のコンプライアンス及び社則に抵触する行為は確認されませんでした。

この調査期間に於いて、Bマネージャーに対して、上司である山下営業部長、和所総務部部長、木立総務部マネージャーによる退職勧奨等のハラスメントを受けたとの申告があり、この件も弁護士ならびに社労士に依頼し、当該者3名にヒアリングを実施いたしました。結論として、Bマネージャーに対し、一方的な個人感情の私見を入れたヒアリング行為、事実ではない「業務改善通知書」を出した行為、さらに信頼関係を損ねる言動及び組織系統を適切に機能させるべき配慮を怠った事が認められたため、過日、山下部長、和所部長、木立マネージャーへ懲戒処分を科しました。

以上をもって、本件に関する一連の事象を公表いたします。今後こういった事が起こらないよう改善し、対策をしてまいります。

10月からの新組織のもと、関係者一同 業務に邁進いただきたくお願い申し上げます。

株式会社アドバンスコーポ

代表取締役社長 福田 聰

報告 「都構想」学習会

～カジ/誘致より「コロナ対策」「防災対策」を！

11月1日に「大阪都構想」についての住民投票が予定されています。これで賛成多数となれば、大阪市廃止に向けて具体的に動き出すことになります。大阪市民のみならず、府民の生活にも大きな影響を及ぼすのは間違ひありません。しかし、結局のところ、「大阪都構想」とは何なのか、どのような影響が予想されるのか、未だによく分からぬというのが実情です。そこで、連帶ユニオン関西ゼネラル支部の主催で、9月26日（土）18時から、講師に大石あきこさんを招き、学働館にて「大阪都構想」の講演会を開催しました。以下、講演その通りの紹介というよりも、財源の分配の方法やその帰結に限って、私の問題意識に沿つてまとめました。

1 大阪都構想とは

簡単に言えば、大阪市を廃止し、特別区（淀川区、北区、中央区、天王寺区）という4つの自治体を新たに創設するということです。それにともない、従来の大阪府と大阪市の役割分担も見直し、府が「成長戦略、広域的なまちづくり、港湾、成長分野の企業支援、病院、大学など」にかかる行政事務を担い、4つの特別区が「戸籍、保育、子育て、児童相談所、生活保護、保健所、地域のまちづくり、地域の企業支援、防災、小中学校など」住民に身近な行政事務を担うようにするというものです。

2 金の動きはどうなる？

こういう問題を見るとき、結局お金の動きを見ないとよくわかりません。大阪市的一般財源は現在おおよそ8500億円となっています。その中心は市税（個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、固定資産税、法人市民税、都市計画税、事業所税）です。大阪市が廃止され、4つの特別区に再編された場合、従来の市税の内、固定資産税、法人市民税、都市計画税、事業所税が府の財源に変更になります。その結果、4つの特別区に区税等として入るのは2500億円と試算されています。もちろん、それだけでは特別区は成り立たないので、大阪府が特別区に対して財政調整交付金として4000億円弱を交付することになっています。以上、簡略化すると、4つの特別区は、2500億円（区税等）と4000億円（府から交付される財政調整金）合わせて6500億円で運営してもらい、府は広域行政事務を担当するので2000億円取りますということです。

3 杜撰過ぎない？

普通なら、新しく4つの自治体ができるわけですから、各自治体の組織体制や人員体制、住民への様々なサービス提供等を具体化し、その運営にいくら必要なかを算出し、それに見合った財源を検討すべきだと思います。しかし、どうも、大阪府が2000億円取るので、ともかく残りの6500億円で4つの特別区を運営してください、ということのようです。杜撰にもほどがあると思います。

4 4つの特別区 財源が足りなくなったら？

そもそも、新しくできる4つの自治体の予算の試算もないまま、大阪府が取った残り（6500億円）でやってくださいとの話なので、最初から財源が大丈夫なのかどうか、本当のところは分かりません。

もっとも、特別区は元々大阪市がやっていた事務を引き継ぐわけなので、出発時には何とか6500億円でやっていけるのかもしれません。しかし、大阪市は既に人口減少に入っています。新たに発足する特別区の主な財源となる個



人市民税は傾向的には減少していくのではないかと思われます。一方、高齢化に伴い、住民に身近な行政事務（高齢者介護、生活保護等）にかかる費用は傾向的には増大していくと思います。その場合、区税等と従前の財政調整金だけでやっていけなくなる可能性は大きいにあります。その時、大阪府が財政調整金での交付を引き上げてくれれば良いですが、その保証はどこにもありません。

特別区の財源が足りなくなったらどうなるのでしょうか？これまでのおおさか維新の政策を見ている限り、自己責任ということになりそうです。教育や介護や医療その他生活に不可欠な行政の支援について、充実したいなら自分で財源を確保しろという。しかし、特別区発足の段階で大阪市の時の税収の大半が大阪府に移管されているので、どうしようもありません。そして、財源がないなら切り捨てもやむを得ないでしょということになるような気がします。

5 本当に成長するの？ 成長すればみんな豊かになるの？

大阪都構想の大目的は、おおさか維新も言う通り「大阪の成長を止めるな」ということです。そのためには投資財源を大阪府に集中し、IRや万博をはじめとして大規模投資を行い、それを梃に大幅な成長を実現していくということでしょう。そして、大阪経済のパイが大きくなれば、それが全体にもいきわたり、みんな豊かになるという主張だと思います。

しかし、そもそも、本当に大規模投資によって経済が成長するのか、よくわかりません。おおさか維新が看板の一つにしてきたIRは、新型コロナの影響でほとんど破綻しています。もう一つの看板である万博も本当に開催されるのかどうか分からぬ状態です。仮に開催されたとしても、それで経済が成長軌道に乗るという保証は何もありません。確かに、一時的には経済の浮揚効果を持つかもしれません、その後は無駄な箱モノだけが残り、経済の足を引っ張ることもあるでしょう。1970年万博は日本全体の高度経済成長の最中に開催されたわけで、2025年に万博を開催しても、それが起爆剤となって経済が成長軌道に乗るなどというのは妄想でしかないように思います。

百歩譲って、大規模投資によって大阪経済が成長したとしても、本当にみんなが豊かになるのでしょうか。おおさか維新の考え方は、いわゆるトリクルダウンというやつですが、現在ではまともに信じている人はほとんどいないと言っても過言でないと思います。実際「戦後最長の経済成長」と言われながら、その果実は大企業やその役員・幹部社員等、そして投資家などで分配され、労働者の実質賃金は低下し続けてきました。大阪経済が成長してパイが大きくなったとしても、等しく分配されるわけではなく、格差が拡大するだけのことです。私には、金持ち連中や外国人観光客の一群が闊歩する繁栄し華やかな高層ビルが立ち並ぶ一部の地域と、その一方で教育・医療・介護等とことん切り詰められ切り捨てられてうらびれ果てた旧大阪市の街々が目に浮かんでしまいます。

6 結局、大阪都構想って何を目指しているの？

大阪都構想の3要素とされているのが、①集権化～大阪府への財源の集中と大規模投資、②分権化～教育・福祉等を特別区が担う、③府市統合～二重行政の解消と民営化推進、です。

この内、②の分権化については、少なくとも財源から言えば絵に描いた餅としか言いようがありません。結局、特別区は教育・福祉などの行政事務を一手に引き受けることになるのですが、財源の担保はほとんど見えていないのです。③の府市統合の具体的な中身は、二重行政の解消と民営化推進ですが、その是非はともかく、吉村知事も松井市長も、説明会で二重行政は既に解消したと言っているのです。要は、大阪都構想を待つまでもなく、終わっているのです。結局残っているのは、①の集権化～大

阪府への財源集中と大規模投資しかないと私は思います。そして、その結果は、先に述べた通りです。そもそも、大規模投資で成長軌道に乗るというのが妄想でしかありません。期待できるのは、せいぜい一時的な経済浮揚であって、それを金儲けの種にしようとする連中と、おおさか維新の当面の権力維持にしかメリットがないと思います。そして、仮にその妄想が実現したとしても、その帰結は格差拡大と大部分の旧大阪市民の零落ということにしかならないのではないかでしょうか。

(執行委員 大橋直人)



最近の相談から

■医薬品会社 営業課長 男性（50代） 勤続5年7か月

給与等級が1ランク下がると通告があり、人事と話をするが「何人かが等級の変更で減給となる」という。それ以外の説明はない。書類にはサインしていないが、先月分給与から減給された支給額となっている。月収で16万、年収で200万円ほど下がっている。

2018年に退職勧奨を受けたことがあり、その後、業務改善が指摘され報告書を提出し、改善したということで上長は承認している。営業報告書の記載事項を全部書いていないことぐらいしか思い当たらない。減給の理由も示されず、納得できない。

■住宅販売・建設会社 営業職 男性（53才） 勤続29年5か月

2019年1月から“うつ病”で休職、40日間は有給消化→病気休暇→傷病手当を受け休職。会社規定の休職期間は最長2年6か月。2020年8月、主治医から就労可能の診断書、その後の産業医面談で大丈夫との判断が出る。会社からは、「自分が戻れるなら9月から戻ってもよい」と言われたが、現在も休んでいる。復職部署が前部署の営業を指示されているので大きな不安がある。

■婦人服の企画、製造、卸売り会社 女性（49才） 勤続16年10か月

8月17日、A役員から9月20日付けで解雇すると言われた。理由は、ショールームの閉鎖、他方で本社に来ないかと配転の話もあった。8月31日、A役員から配転の話はダメになったとの連絡があった。

この話の1年前、営業部長からデートに誘われていた。上司だったので嫌われないように断っていた。たまたま本社に行く時、営業部長の車の横に乗るように言われたが、営業員に頼み同乗してもらった。それ以降、営業部長は私を無視するようになった。こうしたセクハラ・パワハラが今回の解雇通告に関係している。ショールームも移転すると聞いているし、解雇理由に納得がいかない。

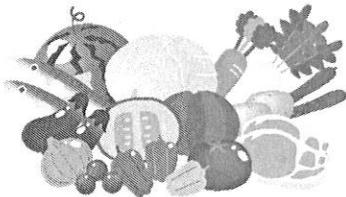
■電機部品・販売会社、輸出入業務 購買課長 女性（53才） 勤続3年3か月

2019年上期、下期の評価が5段階評価の2とされた。2回連続だと降格になる。上司の次長の評価は平均の3だったが、2次評価の部長が下げた。設計から購買となり、購買業務をさせてもらはず、管理部の梱包作業をさせられたこともある。現在は、海外の買収した会社の購買システムの構築作業を一人でさせられている。

評価については、書面で資料提出と質問をしているが、会社は「判断は妥当」というだけである。常務に相談したら、「受け入れてまた頑張ったら戻れる。前向きに考えろ」というだけ。納得いかないので合意書面にサインはしていない。

続・悪口雜言罵詈謔謗第 16 号

新型コロナウイルス禍での食と農の状況



副執行委員長 稲岡宣男

新型コロナウイルスの流行で日本の食料と農業は大打撃を受けている。国産の牛肉は外食の自粛の需要の減少で、価格が下落している。出荷すると 1 頭当たり 30 万円の赤字が出た事例があった。

昨年 10 月の消費税 10%への増税の大打撃の後に、例年は、クリスマスや年末年始の需要で牛肉価格は上昇する。しかし昨年末は消費が冷え込み、数十年ぶりに相場が下がっている。

そこに新型コロナウイルス禍が襲い、加えて TPP(環太平洋連携協定)などの輸入自由化(関税の大幅引き下げ)が追い打ちをかけている。本年度 1~6 月の食肉輸入は、最近 30 年で最大となった。

消費税の大幅増税、新型コロナウイルス禍、外国産牛肉の輸入自由化に日本政府は、新型コロナウイルス禍対策として価格補填すべきである。外国産牛肉の輸入自由化の拡大で 1980 年に 36 万 4 千戸あった国内の牛肉生産農家は 2019 年には、4 万 6 千戸へ激減している。安心安全な国産牛肉より、外国産牛肉しか買えないという事態になりつつある。

さらに、コメの問題が心配である、外出や営業の自粛、学校給食の休止などの需要減で、19 年産米が 22 万トンも余っている。このため、収穫が始まった 20 年産米の生産者米価が下がっている。農民も流通業者も 19 年産米の政府買いあげを要請しているが、農林水産省は主食用のコメを飼料用にまわせと言うだけで、米価下落を抑えられない。新型コロナウイルス禍で、外国人技能実習生が入国できなくなっている。大規模な農業経営は外国人労働力に依存しており大打撃となっている。

日本は食料自給率が主要先進国で最低水準の 38%である。食料は外国頼み。労働力も外国頼み。コロナによって食料生産基盤の脆弱性が明瞭となった。

国際連合は、国連決議で“家族農業が気がと貧困をなくし、環境と生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしている”と強調している。

これまで国連は大規模農業を効率的と推進してきたが、国連の路線の大転換である。転換の背景は、経済社会のあり方を見直し、持続可能な社会をめざそうという考えがある。国連は、貧困や飢餓をなくすなど「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指している。この目標達成のカギが家族農業にあると見ている。家族農業の生産物は地域や国内で消費され、食料自給を支える。現実に家族農業が全世界の食料生産の 8 割以上を占めている。

家族農業は化石燃料や水資源を浪費せず、環境にやさしい農業である。多品種生産なので生物多様性の保護に貢献できる。感染症との関係でも、アグリビジネス(農業関連企業)などによる開発は、熱帯雨林などの野生動物に由来する新たなウイルスのヒトへの感染をひきおこしている。第 2、第 3 の新型コロナを防ぐためにも家族農業への転換が求められている。

しかし、自民・公明連立政権は、戦後の家族農業支援の枠組みを壊してしまった。自民・公明連立政権の最大の罪である。コメの生産コストを償う戸別所得補償もやめ、生産調整もやめ、何の支援もなくなりました。米価は常に暴落の危険にさらされるようになった。

企業が農業に参入しやすくするため、農地法も、農業委員会制度も、改悪された。

企業の邪魔だからと農協解体も進んだ。農業就業人口は自民・公明連立政権の7年で、251万人～168万人へと、3分の2に激減した。

7年間で減少した農地は四国の農地面積を超えていた。

自民・公明連立政権は最悪の農業破壊政権だった。その農政の司令官が、官房長官だった菅義偉新総理大臣。

関生支援

権力側の起訴状の紹介 I

憲法28条の労働三権、労働組合法の刑事免責を ないがしろにした弾圧を許さない！

大阪・京都府警、滋賀・和歌山県警の関生つぶしの刑事弾圧の起訴状をまとめたものを弁護士がまとめてくれました。今回は、京都地裁係争の事件、会社解散に対する退職金を含む合意した労使協定書があるにもかかわらずの弾圧、組合員の正社員化要求・保育園提出用の就労証明書作成依頼が刑事事件化された事件の起訴状です。

京都地裁係争事件

■ ベストライナー事件

関生支部執行委員長武建一、副執行委員長湯川裕司は、関生支部の組合員7名が社員として在籍していた有限会社ベスト・ライナーの解散に際して、京都協組の理事らが同社の設立に関与していたことから、京都協組が関生支部に同社を退職する組合員7名の退職金などを支払う必要があるなどと因縁を付けて京都協組から現金を脅し取ろうと考え、共謀の上、平成25年3月頃、大阪市の関生支部3階応接室において、武が、京都協組理事に対し、組合員7名の退職金などとの名目で解決金1億5000万円を支払う必要がある旨言い、京都協組が任意にその支払に応じなかつたことから、平成26年3月5日から同月10日までの間及び同年6月2日から同月10日までの間、関生支部組合員を京都協組に加盟する生コン製造会社の敷地内に滞在させ、各社の従業員らの動静を監視させるなどして、各社の生コンの出荷を阻止し、同月12日、京都市内において、湯川が、前記理事らに対し、解決金の支払を要求した上、同月26日及び同月27日、前同様の方法で、各社の生コンの出荷を阻止し、もしその要求に応じなければ、京都協組理事の身体、財産及び同人らが経営する会社の営業等に危害を加えかねない旨の気勢を示して怖がらせ、同年8月20日、京都協組の理事会において、関生支部に対して現金1億5000万円を支払うことを決定させ、よって、同月27日、京都市内において、湯川が京都協組理事から現金1億5000万円の交付を受け、もって人を恐喝して財物を交付させたものである。

■ 近畿生コン事件

関生支部執行委員長人武建一、副執行委員長湯川裕司は、かねてから京都協組（京都生コン協同組合）に加盟する生コン製造会社が関生支部の要求に応じない場合に、関生支部が各社の生コンの出荷を阻止するなどの妨害行為を繰り返した結果、京都協組の各理事が関生支部を畏怖していることに乘じ、因縁を付けて現金を脅し取ろうと考え、共謀の上、平成28年10月26日、京都市内の喫茶店において、京都協組理事に対し、京都協組に加盟する近畿生コンが破産申立てをしたことに伴い、京都協組から同社に割り当てられていた生コン納入業務のシェアが京都協組に加盟する他の生コン製造会社6社に分配されたのであるから京都協組は関生支部に解決金を支払う必要がある旨言い、前記理事を介して京都協組理事長らに同要求を伝えさせ、もしその

要求に応じなければ、同人らの身体、財産及び同人らが経営する会社の営業等に危害を加えかねない旨の気勢を示して怖がらせ、同年 11 月 7 日、京都協組の理事会において、関生支部に対して現金 6000 万円を支払うことを決定させ、よって、同月 16 日、前記喫茶店において、前記理事から現金 6000 万円の交付を受け、もって人を恐喝して財物を交付させたものである。

■ 加茂生コン（村田建材）事件

（注 会社の名前は「村田建材」、加茂生コンは同社の生コンのブランド名）

第 1 関生支部執行委員長人武建一、副執行委員長湯川裕司、執行委員 A、B、組合員 C は、村田建材取締役らを脅迫して、同社の日雇運転手であった関生支部組合員▲▲を正社員として同社に雇用させ、更に同社が同組合員を雇用している旨の就労証明書を同社に作成・提出させようなどと考え、共謀の上、平成 29 年 10 月 16 日から同年 12 月 1 日までの間、同社事務所に多数回にわたって押し掛け、取締役らに対して、同社が▲▲を正社員として雇用すること及び同人を雇用している旨の就労証明書を作成・提出することなどを執ように求め、更に同月 2 日以降、同社周辺に關生支部組合員をたむろさせ同社従業員らの動静を監視させるなどした上、同月 4 日午後 3 時 47 分頃から同日午後 4 時 38 分頃までの間、同社事務所に押し掛けた上、取締役らに対し、A が「何が弁護士や、関係あらへんがな、書いてもらわなかん。」「お前も何や、何ケチつけとんねん、うちの行動に。こらあ。おいっ。」「ほな解決せんかい。」などと怒号しながら、取締役に示していた就労証明書を机に叩きつけ、B が「何をぬかしとんねん、われえ、おい、こらあ、ほんま。労働者の雇用責任もまともにやらんとやな。団体交渉も持たんと、法律違反ばっかりやりやがって。こら。こんなもんで何ぬかしとんねん、こら、われ、ほんま。」などと怒号して、▲▲を同社の正社員として雇用すること等を要求し、もしこの要求に応じなければ、取締役及びその親族の身体、自由、財産等に危害を加えかねない旨の気勢を示して怖がらせもって同人をして義務なきことを行わせようとしたが、同人がその要求に応じなかつたため、その目的を遂げなかつた

第 2 関生支部執行委員長人武建一、副執行委員長湯川裕司は、関生支部の組合員が、▲▲を正社員として雇用することなどを求めて、村田建材事務所に多数回にわたって押し掛け、更に同社周辺にたむろして同社従業員らの動静を監視するなどした結果、同社代表取締役が関生支部を恐怖していることに乘じ、監視活動を中止するための条件として、同社が所有する生コン製造プラントを同社に解体させるとともに同社が所有するミキサー車 1 台を喝取しようと企て、洛南協組（洛南生コン共同組合）代表理事 D、同組合理事 E と共に謀の上、平成 29 年 12 月 28 日、同社事務所において、D が、代表取締役に対して、生コン製造プラントの解体及びミキサー車 1 台の譲渡を同社が誓約する旨の文書を示した上、「これにはんこついてくれたら、連帶は一切手を引くと言うてるから。中身確認して、はんこついてくれ。」「はんこつかんかったら、監視はずっと続くし、大変なことになるんと違いますか。」などと申し向け、平成 30 年 1 月 16 日頃、D が電話で、京都府内にいた代表取締役に対して、「連帶は解体を始めるまでとことん監視活動を続けると言っている。」などと申し向け、更に同年 4 月 20 日午前 10 時 50 分頃から同日午後零時 20 分頃までの間、事務所において、D が代表取締役に対して、「車 1 台、でまあ潰すと。もうこれで一切手を引きましょうというのは、一般の常識から言うたら、もうそんなん口惜しい話です。なんで車 1 台やらなあかんと、うちの車やと。」「あいつらには一般常識の話は通用しないんで。」「だから話がつけばもう来ませんよ。だからミキサー 1 台やって、むこうも潰すと。」などと申し向け、生コン製造プラントの解体及びミキサー車 1 台の譲渡を要求し、もしこの要求

に応じなければ、同人及びその親族の身体、自由、財産等に危害を加えかねない旨の気勢を示して怖がらせ、もって同人をして義務なきことを行わせようとした上、同人からミキサー車1台を喝取しようとしたが、同人がその要求に応じなかつたため、その目的を遂げなかつたものである。※場所・会社・役職等の記載を省略しています。

速報　　関生支部、大阪府労委で勝利命令！

9月28日、大阪府労委は、ナニワ生コン事件でN副委員長らの懲戒解雇撤回命令と団交に応じることも命令。会社は「刑事法令に違反し、逮捕されたこと」「威力業務妨害により逮捕され、その旨の報道がなされたことが会社の名誉、信用を傷つけたこと」を懲戒解雇の理由としていた。